

ナゴヤ・カレンダー（ポルトガル語版） 広告掲載要項

この要項は公益財団法人名古屋国際センター広告掲載要綱第14条に基づき、ナゴヤ・カレンダーへの広告の申し込み・掲載等に必要な事項を定めるものです。

- 1 誌名 ナゴヤ・カレンダー（ポルトガル語版）
- 2 内容 在名、在住外国人を対象とした月刊情報誌。国際センターからのお知らせ、観光・イベント情報、生活情報、行政情報等を掲載。
- 3 発行 毎月1回1日発行
- 4 部数 4,500部
- 5 配布先 観光案内所はじめ、ホテル、空港、領事館等の外国政府機関、入国管理局、名古屋市内各区役所外国人登録窓口など外国人が訪れる施設、国際センター賛助会員、来館者ほか
- 6 サイズ A4判
- 7 ページ 広告を含めて8ページ
- 8 言語 ポルトガル語
- 9 広告掲載基準 公益財団法人名古屋国際センター広告掲載要綱に基づく。
掲載広告はセンターの運営に有益であるものを優先し、次のいずれかに該当、または一部該当するものの掲載を行わない。
(1) 広告内容
(ア) 法令等に違反するもの、(イ) 公序良俗に反するもの、(ウ) 人権侵害、差別または名誉毀損となるもの、(エ) 政治性または宗教性のあるもの、(オ) 特定の主義主張をするもの、(カ) 他をひぼう、中傷等するもの、(キ) 責任の所在が不明確なもの、(ク) 内容が不明確、事実と異なる、虚偽であるもの、又は誤認されるおそれがあるもの。
(2) 業務または事業者
(ア) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又はそれに類似するものの広告、(イ) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業の広告、(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）および会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中のものの広告、(エ) 商品先物取引に係る広告、(オ) 法律に定めのない医療類似行為を行うものの広告、(カ) 行政機関からの指導を受け改善がされていないものの広告（キ）社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者、(ク) その他各種法令等に違反しているものの広告
(3) その他、広告媒体に掲載するのがふさわしくないと認められるもの
- 10 申込方法 掲載月の2か月前の1日までに申込書（別紙）の提出、掲載料の支払い、広告データの提出を行うものとする。広告データは広告主の責任及び負担において作成し、メールまたはCD等の電子媒体で提出するものとする。
- 11 掲載期間 1月単位。1年間まで（更新可）
- 12 掲載場所 当センターが決定するものとする。
- 13 掲載料 表のとおり。年間契約で一括払いの場合は10%割引、2年目以降は15%割引とする。

	サイズ		規格	1か月掲載料 (円)	年間契約1年目 (円)	年間契約 2年目以降 (円)
	1	1/12				
本文 (モノクロ)	1	1/12	6.5cm×6cm	2,000	21,600	20,400
	2	1/8	3.3cm×18cm	3,000	32,400	30,600
	3		6.5cm×9cm			
	4	1/4	6.5cm×18cm	4,500	48,600	45,900
本文 (フルカラー)	5	1/12	6.5cm×6cm	3,000	32,400	30,600
	6	1/8	3.3cm×18cm	5,000	54,000	51,000
	7		6.5cm×9cm			
	8	1/4	6.5cm×18cm	9,000	97,200	91,800
	9	1/2	13.5cm×18cm	18,000	194,400	183,600
10	全面	27.5cm×18cm	36,000	388,000	367,200	
裏表紙 (フルカラー)	11	1/12	6.5cm×6cm	3,000	32,400	30,600
	12	1/8	3.3cm×18cm	5,000	54,000	51,000
	13		6.5cm×9cm			
	14	1/4	6.5cm×18cm	10,000	108,000	102,000
	15	1/2	13.5cm×18cm	20,000	216,000	204,000
	16	全面	27.5cm×18cm	40,000	432,000	408,000
表紙 (フルカラー)	17	1/12	6.5cm×6cm	6,000	64,800	61,200
	18	1/8	3.3cm×18cm	7,000	75,600	71,400
	19		6.5cm×9cm			
	20	1/4	6.5cm×18cm	12,000	129,600	122,400

14 支払い 当センターの発行する請求書にしたがい、請求書記載の支払期限までに前納するものとする。掲載料の返還は原則として行わない。

15 その他 広告内容の変更は掲載月の2か月前の20日までに当センターに連絡し、新しいデータを提出するものとする。
解約の場合は掲載月の2か月前の1日までに連絡するものとする。

担当：公益財団法人 名古屋国際センター広報情報課 ナゴヤ・カレンダー担当
〒450-0001 名古屋市中村区那古野1丁目47-1
TEL(052)581-0100 FAX(052)571-4673
Eメール calendar-support@nic-nagoya.or.jp